

今後の品質表示基準の見直しの進め方

平成 22 年度及び 23 年度上期における品質表示基準の見直し・改正作業については、以下のとおり、進めて参りたい。

- 1 パブリックコメント及び WTO 通報手続き中のもの
【乾めん類品質表示基準、めん類等用つゆ品質表示基準、加工食品品質表示基準（原料原産地表示の拡大）】
パブリックコメント（11 月 22 日～12 月 21 日）及び WTO 通報の結果等を直後の食品表示部会に報告する。
- 2 パブリックコメント及び WTO 通報を実施するもの
【遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（パパイヤの追加）】
近日中に WTO 通報の手続き及びパブリックコメント（1 月初旬～2 月初旬を予定）を行い、結果を直後の食品表示部会に報告する。
- 3 消費者庁の改正原案についての意見を募集し、未諮問のもの
【チルドぎょうざ類品質表示基準、うなぎ加工品品質表示基準、玄米及び精米品質表示基準】
チルドぎょうざ類品質表示基準については、調理冷凍食品品質表示基準との整合性等を検討する必要があることから必要な検討を行ったうえで、改正案を諮問する予定。
うなぎ加工品品質表示基準については、原料原産地表示の拡大の進め方の検討結果を踏まえ、改廃について諮問する。
玄米及び精米品質表示基準については、消費者庁原案に係る諮問を 1 月に行うとともに、原案以外の意見について引き続き検討を行う。
- 4 1 月から広く意見募集を開始するもの
【みそ品質表示基準、パン類品質表示基準】
意見募集（1 月初旬～2 月初旬）の結果を直後の食品表示部会に報告し、準備が整ったものから諮問する。

- 5 年度内に広く意見募集を開始するもの
【レトルトパウチ食品品質表示基準、乾燥わかめ品質表示基準、炭酸飲料品質表示基準、果実飲料品質表示基準】
年度内に意見募集を開始し、準備が整ったものから諮問する予定。
なお、果実飲料品質表示基準の見直しにあたっては、原料原産地の表示における課題（大きくくり表示、輸入中間加工品原産国表示）についても論点の一つとして意見募集する。
- 6 農林水産省における J A S 規格の見直しに合わせて、品質表示基準の見直しを年度内に開始するもの。
【にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準、豆乳類品質表示基準、煮干魚類品質表示基準、農産物漬物品質表示基準】
農林水産省の J A S 規格の検討結果を踏まえて、意見募集を開始する予定。準備が整ったものから諮問する。
なお、農産物漬物品質表示基準の見直しにあたっては、原料原産地表示についても論点の一つとして意見募集する。
- 7 平成 23 年度早々に見直しを開始するもの
【生鮮食品品質表示基準、水産物品質表示基準、しいたけ品質表示基準、乾しいたけ品質表示基準】
生鮮食品品質表示基準に関しては、畜産物に関して明記している「長いところルール」について、養殖水産物、しいたけなどのきのこなどに適用するかなどを論点の一つとし、表示基準の充実について広く意見を募集し、準備が整い次第諮問する。
- 8 平成 23 年度も継続して見直しを行っていくもの
【遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（個別品目）】
遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえ、見直しを行う。
また、今年度、消費者庁で実施している遺伝子組換え食品の表示に関する調査の結果について食品表示部会に報告する。

品質表示基準の見直し計画(22～23年度)

	基準	制定年月日	告示番号	着手の理由及び内容	検討開始(予定)
1 消費者委員会に諮問中のもの					
	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準	平成12年3月31日	農林水産省告示第517号	パパイアリングスポットウイルス抵抗性パパイア55-1系統に関する食品安全委員会の食品健康影響評価の結果、ヒトの健康を損なうおそれがないとされ、国内流通が可能となったため、当該基準にパパイアを追加する。	3月
	チルドハンバーグステーキ品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1677号	農林水産省におけるJAS規格の見直しに合わせて、品質表示基準の定義等の改正を行う(当該JAS規格を審議するJAS調査会部会は、11月4日に開催。JAS法19条の13第6項の規定に基づき、平成22年3月9日に農林水産大臣が品質表示基準改正案を添えて内閣総理大臣に要請)。	3月
	チルドミートボール品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1678号		
2 平成22年度中に検討を開始するもの					
	加工食品品質表示基準	平成12年3月31日	農林水産省告示第513号	消費者の原産地表示の拡大に関する要望に応えるため、「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して-JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について-報告書」(平成21年8月28日食品の表示に関する共同会議)を踏まえ、適用する飲食物品群と表示方法等を検討を開始する。	上期
	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準	平成12年3月31日	農林水産省告示第517号	遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえ、見直しを行う。	上期
	うなぎ加工品品質表示基準	平成13年4月25日	農林水産省告示第589号	うなぎ加工品品質表示基準第1条上、生鮮食品品質表示基準のどの条項が適用されるかが明確ではないことから、第3条を改正し、業務用生鮮食品(うなぎ)が原産地表示の義務対象であることを明確にする必要がある。	上期
	乾めん類品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1639号	平成21年4月9日の改正時に、「調理方法」の別記記載規定を削除したが、品目横並びの観点から、経過措置内(23年3月31日まで)に改正する必要がある。	上期
	チルドぎょうざ類品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1679号	調理冷凍食品品質表示基準を平成20年6月3日に改正した際、冷凍ぎょうざ及び春巻について様々な形状の商品が出回っている実態に合わせて定義を拡大したため、当該基準の改正し、適用範囲を合わせる必要がある。	上期
	めん類等用つゆ品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1670号	平成16年のしょうゆ品質表示基準の全面改正により、醸造方式の用語が変更になったが、当該品質表示基準では変更になっていないことから、これらを含めた見直しを行う。	上期
	玄米及び精米品質表示基準	平成12年3月31日	農林水産省告示第515号	平成21年1月9日に改正したが、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行を踏まえ、再度見直しについて広く意見を伺う。	下期
	レトルトパウチ食品品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1680号	最終改正が平成16年10月7日であることから、見直しを行う。	下期
	乾燥わかめ品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1662号	最終改正が平成16年9月14日であることから、見直しを行う。	下期
	パン類品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1644号	最終改正が平成16年10月7日であることから、見直しを行う。	下期
	みそ品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1664号	最終改正が平成16年10月7日であることから、見直しを行う。	下期
	炭酸飲料品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1682号	農林水産省におけるJAS規格の見直しに合わせて、品質表示基準の見直しを行う。また平成18年改正の附則において印刷瓶詰に関する表示方法を5年以内に見直しをすることになっている。	農林水産大臣からの要請動向を踏まえ諮問
	果実飲料品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1683号		
	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示第1634号	農林水産省におけるJAS規格の見直しに合わせて、品質表示基準の見直しを行う。	農林水産大臣からの要請動向を踏まえ諮問
	煮干魚類品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1655号		
	豆乳類品質表示基準*	平成12年12月19日	農林水産省告示第1684号		

	農産物漬物品質表示基準 *	平成12年12月28日	農林水産省告示 第1747号		
3 平成23年度中に検討を開始するもの					
	生鮮食品品質表示基準	平成12年3月31日	農林水産省告示 第514号	原料原産地表示との関連も含め、広く意見を伺う。	前年度の 状況をみ て検討を 開始
	水産物品質表示基準	平成12年3月31日	農林水産省告示 第516号	生鮮食品品質表示基準の見直しに合わせて広く意見を伺う。	
	しいたけ品質表示基準	平成18年6月30日	農林水産省告示 第908号	生鮮食品品質表示基準の見直しに合わせて広く意見を伺う。	
	乾しいたけ品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1633号	最終改正平成19年11月6日であるが、しいたけ品質表示基準と併せて見直しを行う。	
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 品質表示基準 *	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1653号	最終改正平成19年11月6日	
	調理食品缶詰及び調理食品 瓶詰品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1681号	最終改正平成19年11月6日	
	マカロニ類品質表示基準 *	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1643号	最終改正平成19年11月6日	
	凍り豆腐品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1645号	最終改正平成19年11月6日	
	うに加工品品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1660号	最終改正平成19年11月6日	
	マーガリン類品質表示基準 *	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1675号	最終改正平成19年11月6日	
	うにあえもの品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1661号	最終改正平成19年11月6日	
	塩蔵わかめ品質表示基準	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1663号	最終改正平成19年11月6日	
	風味調味料品質表示基準 *	平成12年12月19日	農林水産省告示 第1669号	最終改正平成19年11月27日	

原料原産地表示の品目拡大及び用語の統一等で品目共通で改正することがある。

* はJAS規格が制定されている品目であり、JAS規格の見直しと連動して検討する。

品質表示基準の策定・見直しの手順(案)

